

ワシントン条約 CoP15 に提出されている象牙取引関係の提案に対する JTEF の見解

第4号提案：タンザニア在庫象牙の1回限りの輸出

提案国：タンザニア

提案概要

タンザニアのゾウ個体群を附属書 I から II へ移行し、政府に登録された 89,848.74 kg (約 90 トン) の未加工象牙在庫を 1 回限り輸出する。また、皮などのゾウの製品や生きたゾウを一定の条件の下に輸出する。

JTEF の立場: 反対

第5号提案：ザンビア在庫象牙の1回限りの輸出

提案国：ザンビア

提案概要

ザンビアのゾウ個体群を附属書 I から II へ移行し、政府に登録された 21,692.23 kg (約 22 トン) の未加工象牙在庫を 1 回限り輸出する。また、皮などのゾウの製品や生きたゾウを一定の条件の下に輸出する。

JTEF の立場: 反対

第6号提案：象牙取引の20年間凍結

提案国：コンゴ、ガーナ、ケニア、リベリア、マリ、ルワンダ、シエラレオネ

提案概要

附属書の注釈を変更し、附属書 I から II への移行も含めてアフリカゾウの象牙取引再開を提案することを、2008年11月に1回限りで販売された日付から20年間禁止する。

また、附属書の注釈を変更し、ナミビアとジンバブエに認められている象牙製品の輸出を禁止する。

JTEF の立場: 賛成

JTEF の見解

象牙目的のゾウの密猟が深刻なレベルに達しています。ザクーマ国立公園（チャド）では、ゾウの個体数が3885頭(2005年)から617頭（2009年）にまで減少しました。ケニアでも2007年に密猟されたゾウが47頭であったのに対し、2009年には214頭に達しています。2006年の1年間だけで3万8000頭のアフリカゾウが象牙目的で密猟されたという専門家の報告もあります。

ゾウの密猟・象牙密輸が急増している状況下で、合法取引を再開することはどうも正当化されません。密猟を減少させるためには、生息国での密猟防止活動とともに、消費国での象牙需要を減らすことが重要ですが、その唯一の対策は、象牙マーケットを縮小することです。合法的な象牙取引を拡大していくことは、この対策を水の泡にしてしまいます。

日本は、有数の象牙消費国の責任として、タンザニアおよびザンビアの象牙取引再開提案に反対すべきです。また、象牙の国内需要を減らすよう取り組むべきです。